

# 協 定 書

件名：南武支線川崎新町・浜川崎駅間新駅に関する基本協定書

## 南武支線川崎新町・浜川崎駅間新駅に関する基本協定書

川崎市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、平成27年1月29日付けで締結した「川崎市と東日本旅客鉄道株式会社との包括連携協定書」第3条に基づき、南武支線川崎新町・浜川崎駅間新駅設置等（以下「事業」という。）に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、事業に関する基本的事項を定め、甲及び乙が相互に協力して円滑に事業を実施することを目的とする。

### （事業の内容、位置及び範囲）

第2条 事業の内容は、次の各号のとおりとし、位置及び範囲については、別紙「位置及び範囲図」を基本とする。

- (1) ホーム及びホーム上家設置
- (2) スロープ設置
- (3) システム改修
- (4) 簡易 Suica 改札機設置
- (5) その他

### （設計及び施行）

第3条 事業に要する設計及び施行は乙が行うことを基本とし、詳細については別途甲乙協議して定めるものとする。

### （費用負担）

第4条 事業に要する費用は、甲及び乙で折半負担を基本とする。

### （利用促進）

第5条 甲及び乙は、南武支線の利便性や快適性の更なる向上を目指し、利用促進のための施策に取り組むものとする。なお、その詳細については、別途甲乙協議して定めるものとする。

### （新駅設置後の取扱い）

第6条 新駅設置後の駅の利用動向については、一定期間の利用動向を鑑み、別途甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して処理するものとする。

以上、本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年 7月30日

甲 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市  
川崎市市長 福田紀彦

乙 神奈川県横浜市西区平沼一丁目40番26号  
東日本旅客鉄道株式会社  
執行役員横浜支社長 平野邦彦

# 位置及び範囲図

